雇用されない働き方

正社員、派遣社員、契約社員、パートは労働者として「労働法の保護」を受けることができますが、雇用されない働き方の場合労働法の保護を受けることは出来ません

フリーランスは、発注者から受けた仕事に対して、主に個人で作業を行い、その対価として報酬を得るものであり、発注者の指揮命令を受けない「事業主」として扱われ、労働法の保護を受けることはできません。
この働き方で働く人は、「労働契約」ではなく「業務委託契約」を締結することになります。
雇用保険、労災保険や、健康保険・厚生年金保険の対象とならないなど、扱いが大きく異なるため、このような点に十分に注意し、理解した上で、働き方を選択するようにしましょう。

発注者 ⟷ 業務委託契約 ⟷ 個人事業主

仕事に対して契約を結ぶ

「事業主」として責任を持ち
注文主との取引や
契約におけるトラブル予防に
心がけましょう

但し、指定されている労働者として該当する点があれば労働基準法における「労働者」にあたる場合があります。
よく調べて決定することが必要です